

種 目	対 象 者			性 能	基 準 額 (円)	耐 用 年 数		
	対象者の障がい	年 齢	給付条件					
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台●	下肢又は体幹機能障がい	18歳以上	1級又は2級	腕、脚等の訓練のできる器具を附属し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年	
	訓練用ベッド		6歳以上 18歳未満			159,200		
	特殊マット●	下肢若しくは体幹機能障がい又は知的障がい	3歳以上 18歳未満	1級若しくは2級又は療育手帳A判定	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5年	
			18歳以上	常時介護が必要な人(1級)又は療育手帳A判定				
	特殊尿器(自動吸引式)●	下肢又は体幹機能障がい	6歳以上 18歳未満	1級又は2級	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	67,000	5年	
			18歳以上	常時介護が必要な人(1級)				
	入浴担架●		3歳以上	入浴に介助が必要な人(1級又は2級)	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年	
	体位変換器●		6歳以上	下着交換等に介助が必要な人(1級又は2級)	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000	5年	
移動用リフト●	3歳以上		1級又は2級	介護者が重度身体障がい者を移動させるに当たって容易に使用できるもの(ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	159,000	4年		
訓練いす	3歳以上 18歳未満		1級又は2級	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5年		
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具●		下肢又は体幹機能障がい	3歳以上	入浴に介助を必要とする人	入浴時の移動、座位の保持及び浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
	便器●		下肢又は体幹機能障がい	6歳以上	1級又は2級	障がい者が容易に使用できるもの(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,450 手すり 5,400	8年
	T字状・棒状のつえ★●	平衡機能障がい又は下肢若しくは体幹機能障がい	—	移動につえを必要とする人	主体—木材(十分な強度を有するもの) 外装—ニス塗装	2,310(夜光材付とした場合は430円(全面夜光材付とした場合は1,260円)増し。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は273円増し。)	3年	

自立生活支援用具					主体－軽金属 外装－塗装なし	3,150 (夜光材付とした場合は430円 (全面夜光材付とした場合は1,260円) 増し。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は273円増し。)	
	移動・移乗支援用具 (歩行支援用具) ●		3歳以上	家庭内の移動, 移乗において介助を必要とする人	手すり、スロープ等であること。(障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助及び段差解消等の用具とする。) ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年
	頭部保護帽★	平衡機能障がい又は下肢若しくは体幹機能障がい	3歳以上	平衡機能障がい又は下肢若しくは体幹機能障がいにより、頻繁に転倒する人	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ及び革を主材料に製作 B スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作 ※プラスチックには、合成繊維(ポリエステル等の布製のもの)も含める。	A 15,656 (オーダーメイド) 12,524 (レディメイド)	3年
		知的障がい又は精神障がい		てんかんの発作等により、頻繁に転倒する人(療育手帳A判定又は精神1級)	B 37,852 (オーダーメイド) 30,282 (レディメイド)		
	特殊便器●	上肢障がい又は知的障がい	6歳以上	1級若しくは2級又は療育手帳A判定	温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年
	火災警報器▲	身体障がい、知的障がい又は精神障がい	—	火災の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯(身体1級若しくは2級、療育手帳A判定又は精神1級)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500	8年
	自動消火器▲				室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火することができるもの	28,700	8年
	電磁調理器▲	視覚障がい、知的障がい又は精神障がい	18歳以上	視覚障がい者、知的障がい者若しくは精神障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯(1級若しくは2級、療育手帳A判定又は精神1級)	視覚障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が容易に使用できるもの	41,000	6年

	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい	6歳以上	1級又は2級	視覚障がい者が容易に使用できるもの	7,000	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい	18歳以上	聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯(2級)	音及び音声等を視覚及び触覚等により知覚できるもの ※サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む	87,400	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい	3歳以上	人工透析を必要とする自己連続携帯式腹膜灌流患者(1級又は3級)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい等	6歳以上	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって必要と認められる人 ※下肢若しくは体幹機能障害3級以上又は喉頭摘出している人のみ医師意見書で確認する。	障がい者が容易に使用できるもの	36,000	5年
	電気式たん吸引器					56,400	5年
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障がい	18歳以上	医療保険における在宅酸素療法を行う人	障がい者が容易に使用できるもの	17,000	10年
	視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい	6歳以上	視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯(1級又は2級)	視覚障がい者が容易に使用できるもの	9,000	5年
	視覚障がい者用体重計		18歳以上			18,000	5年
	視覚障がい者用音声血圧計		40歳以上			15,000	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	心臓機能障がい又は呼吸器機能障がい	—	心臓機能障がい3級以上又は呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって必要と認められる人 ※下肢若しくは体幹機能障害3級以上又は喉頭摘出している人のみ医師意見書で確認する。	呼吸状態を継続してモニタリングでき、簡単に使用できるもの	157,500	5年

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声・言語機能障がい	6歳以上	音声・言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声及び発語に著しい障がいを有する人	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用できるもの	98,800	5年	
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい又は視覚障がい	6歳以上	障がいのためコンピュータの周辺機器やソフトウェアが必要となる人（1級又は2級）	障がいがあるために必要となるコンピュータの周辺機器やソフトウェア	50,000	5年	
	点字ディスプレイ	視覚及び聴覚障がい	18歳以上	視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の障がい者が必要と認められる人	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年	
	点字器				標準型	A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製	A 10,712 B 6,798	7年
					携帯用	A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	A 7,416 B 1,699	5年
	点字タイプライター	視覚障がい	6歳以上	就労中、就労見込み及び就学中の人（1級又は2級）	視覚障がい者が容易に使用できるもの	63,100	5年	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー			1級又は2級	A 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用できるもの B 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用できるもの C 視覚障がい者が容易に使用できるテープレコーダー又はICレコーダー	A 85,000 B 35,000 C 23,000	A、B 6年 C 5年	
					1級又は2級	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用できるもの	99,800	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置				視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むこ	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の同等に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモ	198,000	8年

情報・意思疎通支援用具				とが可能になる人	ニターに映し出す、又は文字を音声で読み上げるもの					
	視覚障がい者用時計	視覚障がい	6歳以上	1級又は2級	視覚障がい者が容易に使用できるもの		触読式	10,300	10年	
	視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ				地上デジタル放送に対応し、視覚障がい者が容易に使用できるもの		音声式	13,300		
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚又は音声・言語機能障がい	6歳以上	聴覚障がい者又は発声及び発語に著しい障がいをもつる人で、コミュニケーション及び緊急連絡などの手段として必要と認められる人	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者が容易に使用できるもの			71,000	5年	
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい	—	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる人	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用できるもの			88,900	6年	
	人工喉頭★	音声・言語機能障がい	—	喉頭摘出者であって、本装置により発声が可能になる人	笛式	給付	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,150 8,343 (気管カニューレ付とした場合)		4年
						修理	気管カニューレ交換	3,307	—	
					電動式	給付	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの	72,203	5年	
						修理	充電器交換	1,680	—	
							振動版交換	9,270		
スナップリード線交換							51			
プリント板交換							15,038			
スイッチ交換							1,133			
電気接点交換	4,635									
振動スプリング交換	1,699									
押ボタンスプリング交換	1,699									

	人工内耳体外部装置	聴覚障がい	—	現に人工内耳を装着している聴覚障がい者で、医師より医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断されたもの	現に装着している人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有するもので、聴覚障がい者が容易に使用できるもの	200,000	5年
	人工内耳用電池（ボタン電池） ※人工内耳用電池（充電電池・充電器）との併給不可		—		人工内耳用に販売されているもの	1月あたり 片耳 2,500 両耳 5,000	—
	人工内耳用電池（充電電池・充電器） ※人工内耳用電池（ボタン電池）との併給不可		—	現に人工内耳を装着している聴覚障がい者	人工内耳用に販売されているもので、繰り返し使用できるもの	片耳 30,000 両耳 60,000	3年
排泄管理用具	蓄便袋	直腸機能障がい	—	人工肛門造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（ラテックス製又はプラスチックフィルム製とする。）とする。皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。	1月当たり 9,500	—
	★ ストマ装具 蓄尿袋	ぼうこう機能障がい	—	人工ぼうこう造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋（ラテックス製又はプラスチックフィルム製とする。）で尿処理用のキャップ付とする。皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。 <u>ストマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）には、次の用品を含むものとする。</u> <u>皮膚保護ペースト・皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、固定用ベルト、サージカルテープ、コンベックス・インサート（密着剤）、剥離剤（リムーバー）、皮膚皮膜剤（スキンバリア）、レッグバッグ（下肢装着用蓄尿袋）、ナイト・ドレナージバッグ（夜間用蓄尿袋）、パウチカバー、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ、消臭剤（ストマ用とう</u>	1月当たり 12,300	—

排泄管理用具					たわれているもの)、その他、必要と認められる衛生用品等(ガーゼ、ウエットティッシュ、手袋等)			
	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラン及びガーゼ等衛生用品)	直腸又はぼうこう機能障がい	原則として3歳以上	治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない人で、紙おむつ等を必要とする人	障がい者が容易に使用できるもの		1月当たり 13,400)	—
		直腸又はぼうこう機能障がい (二分脊椎等)		先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排便機能障がい又は高度の排尿機能障がいのある人で、紙おむつ等を必要とする人				
		直腸機能障がい (先天性鎖肛等)		先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する神経障害による高度の排便機能障がいのある人で、紙おむつ等を必要とする人				
		脳原性移動機能障がい及び知的障がい		乳幼児期以前に発症した脳性麻痺等により四肢機能障がいや体幹機能障がいを有する身体障がい者であって、排尿若しくは排便の意思表示が困難な人(療育手帳A判定)				
収尿器★	ぼうこう機能障がい	—	高度の排尿機能障がいのある人	男性用	採尿器及び蓄尿袋(ラテックス製又はゴム製とする。)で構成し、尿の逆流防止装置を備えるものとする。	普通型	7,931	1年
					簡易型	5,871		
				女性用	普通型	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	8,755	
					簡易型	ポリエチレン製の採尿袋導尿管付。ただし、採尿袋20枚を1組とする。	6,077	

					修理 (普通 型)	サポーター交換	4,200	—
						ゴムバンド付収尿瓶交換	4,095	—
						ゴム管及びつなぎ管付収尿ゴム袋交換	2,047	—
住宅 改修 費	居宅生活動作補 助用具 ●	下肢若しくは体 幹機能障がい又 は乳幼児期以前 の非進行性脳病 変による運動機 能障がい（移動 機能障がいに限 る）	6 歳以上	3 級以上。ただし特殊便器 の改修を伴う場合は、上肢 2 級以上	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模 な住宅改修を伴うもの	200,000	1 回 限り	

★印の品目については、入院及び入所の場合も、支給対象となる。

●印の品目については、介護保険の対象となる方は原則介護保険からの貸与・給付となる。

▲印の品目については、65歳以上の方は原則高齢介護課が実施する日常生活用具給付事業からの支給となる。